

# 市民生活と法律

岡 島 孝 博

## I. はじめに

日本国憲法は、その前文において、主権が国民に存することを宣言し、基本的人権の尊重を憲法の基本理念として掲げ、国政による福利は国民がうけるべきものとしている。つまり、法律は国民すなわち人間のためにあるのである。

わが国には、憲法・民法・商法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法の六法をはじめとして、約5千にのぼる法律があるといわれている。

この法律の主目的は、法的安定性を社会において確保することと、正義を実現することである。法律として社会秩序の安定に役立たないものは、いかにその内容が高次なものであっても、法の理念に合致したものとはいえないのである。

現代のように社会が複雑になり多様化すれば、利害関係は錯綜し、それだけ法律の必要性が出てくる。法律は、市民生活のさまざまな場面に応じて、さまざまな役割を有しているのである。一例を示すと、悪徳商法防止のための法律として、「割賦販売法」や「訪問販売等に関する法律」などがあり、営業所以外で契約がなされた場合は、理由を問わず書面で取り消すことができるようになっている。

それでは、具体的に、家族と法律、財産と法律、労働と法律、犯罪と法律について考案していくことにしよう。

## II. 家族と法律

明治民法では、大家族を前提とする家族制度を規定した。この法律では、多ぜいの家族を「戸主」が統率し、財産も「戸主」が所有管理して、「家督相続」によって長男へ受け継がれた。夫婦の間でも、妻は取引能力がない者とされ、また、貞操義務は妻にのみ負わされた<sup>1)</sup>。これに対し、現在の民法は、「個人の尊厳」と「両性の本質的平等」の基本原則にもとづいて、明治民法下での家を中心とする諸制度は廃止し、婚姻の自由、夫婦の同権、配偶者相続権の承認と諸子均分相続などを規定した。不平等なものから、より平等なものへと改正されたのである。

それでは、この民法（家族法）と市民生活のかかわりを見てみよう。

まず、夫婦の法律関係を見てみよう。

1. 婚姻が成立するためには、婚姻の意思と婚姻の届出が必要であるが、民法ではさらに次の要件を満たすことが必要とされている。

(1)婚姻年齢に達していること。(2)重婚でないこと。(3)女性は、再婚禁止期間を経過していること。(4)一定の近親者でないこと。(5)未成年者は、父母の同意を得ること。

2. 婚姻した夫婦の間には主として次のような法律関係が発生する。

(1)夫婦同氏。(2)同居・協力・扶助の義務。(3)婚姻による成年化

「夫婦同氏」の原則については、民法上は、「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と規定され、とくに、男にも女にも片寄ることがないように定めとなっているが、実際には約98%の夫婦が夫の姓を選択している。これに対し、最近、婚姻後もそれぞれの氏を名乗るという「夫婦別姓」を希望する動きが出てきている<sup>2)</sup>。

「大学教授のAさん（女性）は、結婚後も『通称』として旧姓を使って研究、日常生活を続けてきたが、大学側はこれを認めず、結婚後の姓を強制し、学内や学外の文書に全て結婚後の姓を使い、旧姓での研究費や出張旅費の申請も拒否した。それにより、Aさんはこれまでの研究実績を失う形となり、

これを人格権の侵害として、大学内外での通称使用と損害賠償を求めて訴訟を提起した。」（昭和63年11月29日付信濃毎日新聞）

3. 夫婦の財産関係は、次のように民法によって規律される。

(1)夫婦は、その資産、収入その他の一切の事情を考慮して、婚姻から生じる費用を分担する。(2)夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、その一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責に任ずる。(3)夫婦の一方が婚姻前から有する財産および婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産とする。

(3)は、いわゆる夫婦別産制といわれる制度であるが、例えば、夫婦間の合意で、夫の買入れた土地の登記簿上の所有名義人を、妻としただけでは、この土地を妻の所有財産と解すべきではない。（最判昭34. 7. 14）

夫婦の財産関係をどう法規制するかは難しい問題であるが、働く女性が増え、男女が社会でも家庭でも共に自立を図ることがめざされる今日においては、夫婦の経済的独立を認める別産制を維持しながら、共有制のメリットを取り入れるような方策が法改正を含めて考えられるべきであろう。

4. 民法は、夫婦の離婚については、破綻主義を採用しており、離婚原因を次のように定めている。

(1)配偶者に不貞な行為があったとき。(2)配偶者から悪意で遺棄されたとき。(3)配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。(4)配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込みがないとき。(5)その他、婚姻を維持し難い重大な事由があるとき。

(2)に関して次のような判例がある。

妻が婚姻関係の破綻について主たる責任を負い、夫からの扶助を受けないようになったのもその原因によるなど、原判決認定の事情のもとにおいては、夫が妻と同居を拒みこれを扶助しないとしても悪意の遺棄に当たらないといふべきである。（最判昭39. 9. 17）

わが国の離婚の約9割は協議離婚であるが、合意が成立しない場合には、家庭裁判所の調停または審判により、あるいはまた、地方裁判所での裁判離

婚によって離婚がなされることになる。

次に親子の法律関係を見てみよう。

明治民法下では、「家」を存続させるために子供をもつことが必然的なこととされていたが、最近では、「子供をもち育てることによって自分が成長する。」「家族の結びつきを強める。」ことが子供をもつ理由としてあげられる。子供の養育についても世界の流れは、ILO条約に象徴されるように、男女が平等な立場で、共に子を養育していけるような労働環境づくりを目指している3)。

1. 正式の夫婦の間に生まれた子が嫡出子である。しかし、妻の生んだ子が必ず夫の子であるとは言えないので、争いを防ぐために妻が婚姻中に懐胎した子を夫の子と推定する規定がおかれている。(民法772条1項)

さらに、懐胎期間の計算の上から妻が婚姻成立の日から200日後、または夫の死亡もしくは、離婚による婚姻の解消の日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。(民法772条2項)

2. 婚姻関係のない男女の間に生まれた子は、民法では、「嫡出でない子」と呼んでいる。「嫡出でない子」は、正式の婚姻を尊重する立場からは排撃されるが、子自身にはなにも罪はないので、人権尊重の立場からは、嫡出子と同様に扱うべきものと主張される。

民法は、親からの扶養については「嫡出でない子」を嫡出子と区別していないが、相続については「嫡出でない子」の相続分を嫡出子の半分として区別している。(民法900条4号但書)

さいごに、相続について見てみよう。

人が財産を残して死亡したとき、その財産を妻、子、親、兄弟姉妹など死者の近親者が受け継ぐ制度を相続という4)。近代的な相続制度では、家は永続することなく一代限りの有限のものとなる。そこでは、自分の労働や才能で蓄積した財産を、自分が生きていたら扶養しなければならなかった配偶者や子どもたちに分配するという共同相続が成立する。相続人は、被相続人との身分関係によって順位が決まる。第一順位は「子」である。子が死亡し

ているときは、その者の子孫が相続をする。第二順位は「直系尊属」である。この順位の相続人は、第一順位の相続人がいないときに、相続人として遺産をもらう。第三順位は被相続人の「兄弟姉妹」である。この順位の相続人は、第一順位及び第二順位の相続人が、ともに存在しない場合に相続することになる。以上の相続人と並んで常に相続できるのは「配偶者」である。したがって、配偶者がいる限り、どの順位の相続人も共同相続ということになる。

配偶者に相続権が認められる根拠としては、第一に離婚の場合の財産分与と同じ性質のものとする考え方であり、第二に被相続人が生きていれば、配偶者は扶養が受けられたのに、被相続人の死亡によってこの扶養が不可能となる。そこで、その代わりに財産の一部を渡して、生計の資本にしてもらおうというものである。

### Ⅲ. 財産と法律

ここでは、財産関係の問題のうち土地・建物、契約、金融について見てみよう。

まず、自己所有の土地・建物について見てみよう。

1. 自分の所有する土地の利用は、基本的には自由である。しかし、いかに自己の所有物であるといっても、社会の中でまったく独立して存在するものでない以上は、その自由は無制約のものではありえない。民法も206条で「法令の制限内において」としているように、例えば、都市計画法によって市街化調整区域に指定されていれば、自由に建物を建てることはできないし、建築基準法によって、建ぺい率や容積率といった制限を受けることによって、思いのままの建物を建てることができないことも考えられる。しかし、その土地が自己の所有物である以上は、各種の法令の制限を受けるとしても、それらの法令に従っている限りでは、どのような建物を建てることにも、他人の同意を必要とするものではない(5)。

自己の所有する建物をどう利用するかも原則として自由である。しかし、その建物が広い庭を持つ一戸建住宅であれば問題はないが、マンションや隣

家と壁一つで連なるタウンハウスなどでは、快適な生活を営むためにも、相互の利用の調整が必要になる。形式上は自己の所有に属していても、建物の構造部分としての柱や隣家との間の壁を取り壊したりすることはできないし、ベランダ、階段、エレベーターなどは、共用部分として、所有者の任意の利用に委ねられる専有部分と区別され、自由な処分権が及ばないものとされている。

次に契約関係について見てみよう。

2. 本来、契約は、契約当事者が自己の能力を最大限に用いて、慎重に検討を加えたうえで、その結果については自己に責任が生ずることを覚悟のうえですべきものであった。

民法は、未成年者、禁治産者、準禁治産者の行為無能力者制度を設けているが、これらは、契約にあたって通常人の有する判断能力を持たないとみられるがゆえに、法律上保護されるべきものとして区別されたのである。

しかし、資本主義経済の発展は、民法の予定する能力を上回る能力を要求することになった。そこで、セールスマンの甘言や積極的勧誘、あるいは意志薄弱などによって、自らの意思がはっきりしないまま契約の申込み、締結をするに至ったケースに対して、その契約が自分にとって本当に必要かどうかを冷静に考え直す期間を与えることになった。これが「クーリング・オフ」である。これによって、契約をした日から一定の期間は、書面で通知することによって、契約の申込みを一方的に解除することができるのである。しかし、この制度も決して万能ではない。「クーリング・オフ」の制度を知らない者に対する救済方法はなく、仮に法律の要求するように、書面で業者に対し通知しても、業者は「そんな通知は受けていない」と居直るかもしれない。そこで、この対策として、通知をより確実なものにするためには、「内容証明郵便」によって通知することが必要となる。

契約は、通常、相対する当事者間で締結される。この場合売主は、代金が支払われるまでは、商品の引渡しを拒むことができるし、買主は、商品が引渡されるまでは、代金の支払を拒むことができる。（民法533条）

買主に現金の持ち合わせがない場合は、割賦販売の方法がとられるが、この場合は、商品の所有権が売主に留保されるなど、売主にとっては便宜的である反面、後々まで代金回収の手間がかかる。そこで、契約当事者以外の第三者（信販会社）が、買主に資金を融資する形をとって契約する方法がとられている。これが「クレジット契約」である。クレジット契約では、一般には、販売店が信販会社の代理店を兼ねることが多いので、消費者にとっては、両者が別個の存在であることを認識しにくい。しかし、この契約の形は三者間契約である。そこで、万一消費者が引渡しを受けた商品に欠陥があったり、クーリング・オフの適用があった場合、販売店と消費者の間の契約が解消されても、信販会社との間の契約は、そのまま存続するという問題が生ずる可能性がある。そこで割賦販売法は、割賦購入のあっせんをした信販会社に対しては、消費者は販売業者に主張できる事由を併せて主張できるものと規定している。（割賦販売法30条の4）

さいごに、金融の問題を見てみよう。

3. いつの頃からか、健康保険証や米穀通帳などと印鑑を持参すれば、即決でお金を簡単に融通する貸し方が現われたが、その手軽さは、急場のつなぎが必要な庶民の愛用するところとなり、一時は、広告でも大々的に宣伝される新商法であった。ところが貸し手（サラ金業者）と借り手とが増加するにつれて、悪どい取立てや、出資等取締法の許容する上限を超える金利なども横行し、他方、無計画に借りまくって浪費する借り手や、サラ金苦から一家心中する例もでてきた。そしてサラ金は、マスコミをにぎわす社会問題と化し、適切な対策が識者からも望まれる事態となった6）。

このため、昭和58年には「サラ金二法」が判定された。「貸金業の規制等に関する法律（貸金業法）」と「出資規制法」の改正である。貸金業法は、まず、営業について都道府県知事（2都道府県以上に営業するときは大蔵大臣）に対し、登録することを求めている。悪質な業者に対してはこの登録を抹消し、あるいは拒むことによって排除しようとするのである。また、過剰貸付けを禁止し、貸付けの条件を表示させ、契約に際しては、契約内容を明

示した文書の交付を義務づけている。さらに、借主を威迫したり、私生活や業務の平穩を害するような、悪どい取立て行為に対しては、6月以下の懲役、100万円以下の罰金を科すことにしている。

その他、サラ金に関する苦情は、貸金業協会で全般的に取り扱っているほか、財務局、行政官庁、各弁護士会でも苦情処理に当たっている。なお、貸金業規制法では、苦情処理を貸金業協会の業務とし義務づけている7)。

#### IV. 企業と法律

ここでは、会社の形態と会社の設立について見てみよう。

世の中には、思い切って脱サラして、会社をつくり独立したいと考えている人がかなりいる。しかし、いざ会社をつくるとなると、資金や運営についての不安や、また、会社設立についての無知から結局延び延びになるか、立ち消えになる例が非常に多い8)。

まず、会社にはどのような形態があるか見てみよう。

1. わが国には、四つの形態の会社がある。名称のみではなく、経営形態や社員の責任に違いがある。(1)合名会社は、会社の負担した債務が会社財産によって完済できない場合は、社員が固有の財産をもって債務者に対し直接責任を負うものである。(2)合資会社は、「無限責任社員」と、会社の債務について直接責任を負うが、その上限は自己の出資額を限度とする「有限責任社員」の両者によって構成されるものである。この場合、有限責任社員は会社の経営には直接タッチできず、無限責任社員を監督する権限のみを有する。(3)有限会社のみは、商法ではなく、「有限会社法」にもとづくものである。この会社は、基本的には、株式会社と同様に、有限責任社員のみによって構成されるが、株主とは異なり設立、資本増加等で特別の填補責任を負うのである。

また、他の会社とは異なり、社員の数は、50人が上限となっている。(4)株式会社は、もっともポピュラーな会社であり、大規模かつ基本的に株式の公開性をもっている。この会社では社員は「株主」とよばれ、会社に対して出



資はするが、会社債権者に対しては直接には何の責任も負わない。株式は、原則として自由に譲渡できるもので、組織としては人的要素はなく、会社債権者は会社財産だけがよりどころとなる。この結果、会社債権者を保護するため、商法は設立や利益配当について厳格な要件を定めている。会社の経営は、株主ではなく株主総会によって選出された「取締役」が、「取締役会」をつくり行なう。

次に、会社の設立について見てみよう。

例えば、Aさんが有限会社を設立することになったとする。

2. 人間に名前が必要であるように、会社にも名前が必要である。これを「商号」という。この「商号」は自由に決めることができる。スナックや中華料理店を経営するAさんは、自分の名前をとって「有限会社A商事」とした。この商号には、必ず「有限会社」の文字を用いなければならない。しかし、商号が自由に決められるといっても、二つの制限がある。(1)同一市町村内では、同一営業について、すでに他人が登記している商号と、類似した商号を用いることができない。(商法19条)(2)同一市町村内に同一営業の類似商号がなくても、他人の商号を不正に使用することはできない。商法は、「不正の競争の目的を以て同一又は類似の商号を使用する者」や、「他人の営業なりと誤認せしむべき商号を使用した者」は、その使用を差し止められたり、損害賠償の責任を負うと定めている。

会社を設立するからには、事業目的を決めなければならない。例えば、「印刷業」、「土地・建物の賃貸・管理」などである。

有限会社を設立するにあたって、会社の資本総額を決めなければならない。有限会社では、最低300万以上と規定されている。資本総額は、会社の事業目的などを考えて決定する。資本総額が決まったら、その資本の出資の単位を決める。有限会社では、出資単位を口数で表わす。

有限会社の設立には、一人以上の社員が必要である。そのために誰を社員とするかを決め、「社員名簿」を作成する。その際、各社員の出資金額を明記しておく必要がある。社員が決まったら、その中から会社役員を選出する。

有限会社の役員には、取締役、代表取締役、監査役があるが、監査役は任意である。以上の役員は、定款に明記する。そのほか、本店の住所を決め、会社の営業年度を決めなければならない。

有限会社の設立のために、定款を作成する。定款とは、会社の目的、組織、業務執行の基本的規則を記載した文書である。具体的には、目的、商号、資本の総額、出資一口の金額、社員の氏名および住所、各社員の出資の口数、本店の所在地などが記載されている。定款を作成したら、本店所在地近くの公証役場に行き、公証人の認証をうける。公証人の認証をうけない定款は、法律上無効である。

定款で定められた取締役は、社員全員に対して、それぞれが引き受けた口数の金額の全額を払いませ、出資金の払込みがあったときは、取締役は各社員ごとに、出資払込金領収証を発行しなければならない。あとは、登記所に会社設立の登記申請をしなければならない。この設立登記申請は、出資金払込みが完了してから二週間以内に行なわなければならない。申請先は、本店所在地の法務局もしくは、地方法務局である。こうして、登記申請の書類が、受理されると有限会社が設立されることになる。「有限会社A商事」の誕生である。

## V. 労働と法律

ここでは、わが国の経済の発展により、労働関係がどのように変化したかを見てみよう。

わが国の経済は国際化し、産業構造も変化し、そこで働く労働者もまた、それに対応しなければならなくなった。これまで、経済の復興期から高度成長期を経て安定成長期を迎え、これを維持しなければならないわが国の経済は、オイルショックを契機として、エネルギーを多量に消費し、不採算設備をかかえる大量生産技術の重厚長大型産業からの転換を余儀なくされ、エネルギー、資源節約型の「軽薄短小型産業」が求められる時代に入ったのである。その中心が、例えばマイクロ・エレクトロニクスとよばれる集積回路

(IC)の高集積化、微小化を追求する電子技術の開発、製造、応用技術の進展であり、産業分野におけるソフト部門の増大に伴って、脱産業化社会、情報化社会などとよばれている9)。

このような変化に、労働者もその対応をせまられている。また、産業構造の変化は、企業の再編成などによって労働力の流動化を促し、終身雇用制に変化をもたらす可能性もある。さらに、景気変動にあわせて、労働力に弾力性をもたらすものとして、パート・タイマー、派遣労働者、女子労働者が増加し、加えて労働時間の短縮などの問題も生じている。

1. パート・タイマーは、企業サイドからみると、経営の多角化、流動化に対応した労働力の確保と同時に、人件費の縮小がはかられるため、今後の雇用は益々増加する傾向にある。パート・タイマーとは、雇用の形態が、常用、臨時、日雇の如何にかかわらず、一日、一週間または一ヶ月の労働時間が、当該事業所の一般従業員の所定労働時間より短い契約内容をもって就労する次のような者をいう。(1)毎日就労する者については、一日の労働時間が一般従業員より短い者。(2)一週または一ヶ月の間に反復して特定日に就労する者については、一日の労働時間の長短を問わず、一週間または一ヶ月の所定労働時間が一般従業員より短い者をいう10)。

現在のパート・タイマーは、これまでの第二次産業における雇用場面としてではなく、主として、第三次産業の雇用場面として需要が行われている。

また、派遣労働者とは、派遣元で雇用されている労働者が、派遣先の指揮命令の下で労働に従事する者をいう。産業構造の変化に伴い、労働者もその有する専門的技術を活かして、自分の都合のよい時間、場所で働きたいニーズにこたえるものとして近年増大しつつある。

2. 第三次産業を中心に、女子労働者の雇用が増大している。とくに、家庭の主婦が職場に進出するようになった。しかし、女子の賃金には、男子との格差がかなりあるのが現実である。その理由は、わが国の終身雇用制、年功序列賃金制の下では、女子に不利に作用するからであり、就労する企業規模のちがいもある。ところで、労働法規のなかで、女子に関する特別の規定

があるのは、主として労働基準法であった。これには、女子が生理的、社会的条件で、男子と異なる基準を設け保護する規定（産前産後休業、育児時間の請求の母性保護規定、時間外、深夜業、危険有害業務に関する女子一般保護規定）と、女子の社会的地位ないし能力を劣等視させないための、差別的取扱禁止規定である。

ところが、これら女子労働法制に対する見直しが検討され、昭和61年4月「男女雇用機会均等法」が施行され、同時に、労働基準法の女子労働者に対する保護規定も緩和化された。均等法は、憲法第14条の法の下での男女平等の理念にのっとり、雇用分野で均等な機会待遇が確保されることを促進し、職業能力の開発向上、再就職の援助、職業生活と家庭生活との調和措置を推進して、女子労働者の福祉の増進向上を図ることを目的としているが、法的効力が弱く、かえって、女子労働者の保護規定を後退させたとの批判もある。

3. わが国の年間総実労働時間は、2100時間台であり、アメリカ、イギリスの1900時間台、フランス、西ドイツの1600時間台と比較し、働き過ぎの傾向が顕著であり、これが、貿易摩擦の生じた原因の一つであるとして、国際的な批判の対象となった。そこで、昭和63年4月施行の労働基準法の改正によって、法定労働時間を短縮する法的規制がなされた。

その一つとして、欧米諸国では社会的に定着している、週40時間労働制を法定労働時間の目標としながら、わが国の実態を考慮して、当分の間週46時間として、段階的に猶予期間を設けて短縮することにした。

もう一つは、第三次産業の増大などの産業構造の変化に対応して、労働時間の法的規制を弾力化し、一定の要件の下でフレックスタイム制、三ヶ月単位の変形労働時間制、一週間単位の非定型的変形労働時間制を認めた。

次に、年次有給休暇の改正については、わが国の取得消化率が、諸外国と比べてきわめて低いことの実態が明らかにされ、労働時間の短縮を促進するためにも、最低付与日数を6日から10日に引き上げ、また、パート・タイマーに対しても、勤務成績に応じて年次有給休暇を付与することが妥当であるとの判断から、比例付与を行うこととし、さらには、気がねなくこれを取得で

きるしくみとして、労使協定による計画的付与を認めることとした。

## VI. 犯罪と法律

ここでは、社会のルール違反に対する刑罰、自動車事故と法律の関係について見てみよう。

1. 現在、わが国の刑法が規定している刑罰は、死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収の7種である。死刑は監獄内で絞首して行われる。懲役・禁錮・拘留は、施設に拘禁して自由を奪うもので、自由刑とよばれる。懲役には労役が義務づけられるが、禁錮にはその義務がなく、懲役・禁錮ともに、1月以上15年以下の有期と、無期とがある。無期の懲役・禁錮も、仮釈放の制度によって、終身拘禁されることはほとんどない。拘留は労役を義務づけられておらず、1日以上30日未満の期間である。罰金・科料は、金銭を奪うもので財産刑とよばれる。罰金は4000円以上、科料は20円以上4000円未満である。罰金・科料を完納できない者は、労役場に留置される。以上の6種の刑は、それだけで独立して科することができるので主刑といわれる。没収は、犯罪に関係のある物の所有権を奪う刑罰で、それだけを独立して科することができず、付加刑といわれる。

2. 死刑は、生命刑ともいわれる。

死刑の執行は、その判決確定の日より原則として6ヵ月以内に法務大臣の命令にもとづいて行われる。(刑事訴訟法475条)。これは、不当に長く死の恐怖を継続させないためである。しかし、実際には、上訴権の回復、再審の請求、または、恩赦の出願や申立があったときは、その手続きが終了するまでの期間および共同被告人であった者に対する判決が、確定するまでの期間は、これを6ヵ月の期間に算入しないことになっているので、死刑確定の後、死刑の執行を受けることなく、数年の間拘束されている者もある。法務大臣が、死刑の執行を命じたときは、5日以内にその執行をしなければならない。(刑事訴訟法476条)。

執行命令を発するに際しては、死刑執行の重要性にもとづき、当該事件の

記録によって、再審、非常上告、執行停止、恩赦などの事由を慎重に検討した後になされる。なお、少年については、死刑は認められない。すなわち、罪を犯す時18歳に満たない者に対しては、いかなる犯罪についても死刑を科すことができない（少年法51条）。

今日、死刑は、殺人罪、強盗致死および強盗強姦致死に科せられ事実上、これらの三種に限定されているといえる。死刑は、卑怯な動機にもとづき、計画的にまたは残虐な方法で人を殺害し、よって社会に相当な不安をもたらした、凶悪殺人犯に対して科せられるのである11)。

3. 近年、自動車事故が激増している。交通事故の原因は様々であるが、なかでも運転手の信号無視、スピード違反など、交通法規を遵守しなかったことによる場合が多い。

自動車事故に関係する法律には、民法、自動車損害賠償保障法、道路交通法、刑法がある。

自動車事故による、損害賠償を請求するときの根拠となるのは、民法709条である。「故意または過失によりて他人の権利を侵害したる者は之によりて生じたる損害を賠償する責に任ず」。また、民法715条の「使用者責任」の規定も、自動車事故による損害賠償と関連して重要である。すなわち、従業員がひき起こした自動車事故について、その従業員を雇用する使用者も、損害賠償の責任があるとしたものである12)。

自動車損害賠償保障法は、自動車の運行によって人の生命または、身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて、自動車運送の健全な発達に資することを目的としている。この自賠法は、「自動車は、これについてこの法律で定める、自動車損害賠償保険の契約が締結されているものでなければ、運行の用に供してはならない」と規定している。

道路交通法は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、および道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的としている。自動車事故を起こした者は、同法によって、免許の取消し、停止などの処分

を受けたり、あるいは罰金、懲役に科せられることもある。

自動車事故については、その内容いかんによって刑法が適用され、刑事罰が科せられることがある。この場合適用される刑事罰は、「業務上過失致死罪」（刑法211条）である。例えば、酒酔い運転で人を死傷に致した者は、本条が適用される。

自動車事故が発生すると、被害者側に損害賠償の請求権が発生する。請求者は原則として被害者本人であるが、自動車事故により被害者本人が死亡した場合は、「相続人」が請求者となる。被害者が死亡した場合、配偶者や子、父母は、相続による損害賠償請求権のほかに、自分自身の慰謝料を加害者に請求することができる。内縁の妻の場合には、慰謝料請求権のみを認めた判例が多くみられる。

## Ⅶ. おわりに

これまでみてきたように、法律は今日の市民生活において、様々な場面でもかかわってくる。われわれは、現代社会を生きていくうえで様々な問題にぶつかるであろう。そのときに、一番よい方法で問題を解決できるように、最低限の法律知識を身につけておく必要がある。これは、現代を生きるわれわれの義務である。

## 注

- 1) 「有斐閣ブックス『テキストブック法学』第3章家族P39」
- 2) 「第一法規『市民生活と法』第一部第二章P45」
- 3) 「第一法規『市民生活と法』第一部第二章P51」
- 4) 「有斐閣ブックス『テキストブック法学』第3章家族P55」
- 5) 「一橋出版『法学概論』4. 財産P79」
- 6) 「有斐閣ブックス『テキストブック法学』第4章市民と財産P95」
- 7) 「新日本法規『家族の法律相談』P448」
- 8) 「第一法規『市民生活と法』第三部第二章P216」
- 9) 「法学書院『くらしの法知識』第11章P308」
- 10) 「労働省『パートタイマーの職業紹介 業務取扱要領』」
- 11) 「法学書院『現代の法律問題』第9章P149」
- 12) 「法学書院『くらしの法知識』第12章P331」